

障害児通所支援事業者等 御中

東大阪市福祉部指導監査室  
障害福祉事業者課長

## 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う届出等について(通知)

日頃から、本市の障害福祉行政の推進にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に伴い、一部のサービスについて加算の新設及び算定要件の改定が行われることになりました。

これに伴い、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援事業所におきましては、算定内容の変更の有無に関わらず全ての事業者に障害児通所給付費及び障害児相談支援給付費(以下「障害児通所給付費等」という。)の算定に係る体制等に関する届出を提出していただく必要があります。

つきましては、以下の方法①か②のいずれかにより、東大阪市ホームページから必要書類をダウンロードし、ご作成・ご提出をいただきますよう、お願いいたします。

**方法②**

その他で検索(記事ID検索)に「38638」(半角数字)と入力し、検索ボタンをクリックする

**方法①**

キーワード検索に「報酬改定 障害児」と入力し、検索ボタンをクリックする

届出にあたっては、こども家庭庁のホームページ等において各加算の算定要件等を必ずご確認ください。提出後、届出の内容について相違又は算定要件を満たしていないこと等が判明した場合は、過誤調整の対象となりますので、念のため申し添えます。

こども家庭庁 HP 参照(右のQRコードからご参照ください)

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei>



## 記

- 1 対象事業所等 児童福祉法に基づく「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、  
「居宅訪問型児童発達支援」、「保育所等訪問支援」、「障害児相談支援」事業所
- 2 提出方法 郵送のみ
- 3 提出先 〒577-8521  
東大阪市荒本北一丁目1番1号  
東大阪市福祉部指導監査室 障害福祉事業者課 宛  
※送付封筒に「報酬改定関係書類在中」と記載してください。
- 4 提出期限 令和6年4月15日(月)(必着)【期日厳守】  
期日までに提出がない場合は、令和6年4月サービス提供(5月請求)分以降  
について、給付ができなくなります。必ず期日までに提出ください。
- 5 提出書類
  - ① 令和6年4月障害児通所給付費等算定に係る連絡票
  - ② 障害児通所給付費等算定に係る体制等状況一覧表  
※事業所ごとに上記1に記載の届出対象となるサービス事業分すべて
  - ③ 「障害児通所給付費等算定に係る体制等状況一覧表」の提出に関する誓約書
  - ④ 返信用定形封筒(84円切手を貼付し宛名を記載したもの)

### <記載・作成注意事項>

- ・上記①～③について、各事業所(同一の事業所番号)ごとに作成し、提出してください。
- ・体制等状況一覧表は、令和6年4月より形式が変わります。以前の様式と異なりますので必ず新様式を使用してください。
- ・体制等状況一覧表に記載のすべての加算について、「該当する体制等の項目」に記入が必要となります。算定要件を確認し、該当する内容を囲ってください。
- ・令和6年4月から新規に算定する加算または区分等を変更する加算については、体制等状況一覧表の「異動○印項目」にプルダウンで○をつけてください。
- ・既に加算の算定を行っている事業所におかれましては、今回の報酬改定によって4月以降加算の要件を満たさないことになる場合は届出内容をお間違えのないようご注意ください。

## 6 報酬改定に係る留意事項

### (1) 個別支援計画の共有【対象:児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援】

各サービスの個別支援計画について、利用者に対しての交付に加えて、指定障害児相談支援事業所に対しての交付が義務付けられました。

### (2) 虐待防止措置未実施減算の新設【対象:全サービス】

以下の基準に適用していない場合、所定単位数が減算されます。

- ・ 虐待防止委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること
- ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

### (3) 業務継続計画未策定減算の新設【対象:全サービス】

以下の基準に適用していない場合、所定単位数が減算されます。

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

ただし、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

### (4) 情報公表未報告減算の新設【対象:全サービス】

法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算されます。情報公表システム

入力の詳細については、障がい福祉サービス等情報公表システム関係連絡板に掲載されている「操作説明書(マニュアル等)」や「記入要領」をご参照ください。

(右のQRコードからご確認ください)



### (5) 支援プログラム未公表減算の新設【対象:児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援】

運営基準において、5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラム(支援プログラム)の作成・公表が未実施の場合、減算が適用されます。

※令和7年3月31日までの間は、経過措置期間を設け、減算を適用しない。

(6) 支援時間の下限の設定・時間区分の創設【対象:児童発達支援、放課後等デイサービス】

基本報酬について、極めて短時間の支援(30分未満)は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、支援時間による区分が設けられました。

支援時間による区分は、「30分以上1時間30分以下」、「1時間30分超3時間以下」、「3時間超5時間以下」の3区分となり、5時間を超える長時間の支援については、延長支援加算により評価を行うこととなりました。

(7) 延長支援加算の見直し【対象:児童発達支援、放課後等デイサービス】

基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定することとあわせて、延長支援加算が見直しされました。基本報酬における最長の時間区分に対応した時間(5時間)の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を計画的に行った場合に算定が可能です。延長時間帯の職員配置については、2人以上の配置を求めるとともに、児童発達支援管理責任者の対応も認められることとなりました。

(8) 令和6年4月以降の個別支援計画について【対象:児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援】

① 新たな記載事項について

令和6年4月以降は改定事項を踏まえ、個別支援計画に、新たに以下の事項を記載することが求められます。

- ・時間区分の導入に伴う、個々の障害児の日々の支援に係る計画時間等
- ・延長支援加算の見直しに伴う、個々の障害児の日々の延長支援時間等
- ・個々の障害児の5領域との関連性を明確にした支援内容及びインクルージョンの観点を踏まえた取組等

② 令和6年4月から10月までの取扱いについて(経過措置)

個別支援計画の見直し等については、一定の期間を要すると考えられることから、令和6年10月31日までの間は、個々の障害児の計画時間及び延長支援に要する時間等を定め、現行の個別支援計画とあわせることにより対応すること(支援内容の5領域との関連性の明確化及びインクルージョンの観点からの記載は個別支援計画の見直しのタイミングで行うこととし、基本報酬と延長支援加算の算定に必要な計画時間・延長支援時間等の記載のみを別表で追加すること)が可能です。

この経過措置の対象となる障害児は、令和6年4月30日までに当該事業所の利用を開始している障害児とし、令和6年5月以降に新規で利用する障害児については、①の全ての記載事項を踏まえた個別支援計画の作成が必要です。

(9) 個別サポート加算(Ⅰ)の見直し【対象:児童発達支援】

児童発達支援における、個別サポート加算(Ⅰ)について、重度障害児への支援を充実させる観点から、対象児童について以下の通り変更するとともに、評価が見直しされました。

令和6年3月31日時点で当該加算の対象となっているが、令和6年4月1日以降は対象とならない場合がありますので、ご注意ください。

≪見直し内容≫

[現行]

個別サポート加算(Ⅰ) 100単位/日

※著しく重度又は行動上課題のあるケアニーズの高い障害児(乳幼児等サポート調査表で食事・排せつ

・入浴・移動が一定の区分に該当)に対して支援を行った場合

(主として重症心身障害児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合を除く)

[見直し後]

個別サポート加算(Ⅰ) 120単位/日

※重症心身障害児、

身体に重度の障害がある児童(身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている障害児)

重度の知的障害がある児童(療育手帳を交付され、最重度又は重度であると判定をされている障害児)

精神に重度の障害がある児童(1級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている障害児)

に対して支援を行った場合

(主として重症心身障害児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合を除く)

(10) 個別サポート加算(Ⅰ)の見直し【対象:放課後等デイサービス】

放課後等デイサービスにおける、個別サポート加算(Ⅰ)について、重度障害児への支援及び行動障害の予防的支援を充実させる観点から、対象児童の状態像に応じて、評価が以下のとおり見直しされました。

≪見直し内容≫

[現行]

個別サポート加算(Ⅰ) 100単位/日

※著しく重度(食事・排せつ・入浴・移動のうち3以上が全介助)又はケアニーズの高い(就学時サポート調査表13点以上)障害児に対して支援を行った場合

(主として重症心身障害児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合を除く)

[見直し後]

個別サポート加算(Ⅰ) 90単位/日…①

120単位/日…②

※① ケアニーズの高い障害児に対して支援を行った場合

② ケアニーズの高い障害児に対して強度行動障害者養成研修(基礎研修)修了者を配置し支援を行った場合、又は著しく重度の障害児に対して支援を行った場合

(いずれも主として重症心身障害児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合を除く)

(11) 児童指導員等加配加算の見直し【対象:児童発達支援、放課後等デイサービス】

児童指導員等加配加算について、経験ある人材の活用・評価を推進する観点から、配置形態(常勤・非常勤等)や経験年数に応じた評価方法が見直しされました。

◀見直し内容の一部抜粋▶

【児童発達支援事業所(児童発達支援センター以外)・放課後等デイサービスの場合】

[現行]

理学療法士等を配置	区分に応じて	75~187単位/日
児童指導員等を配置	同	49~123単位/日
その他の従業者を配置	同	36~90単位/日

[見直し後]

児童指導員等を配置

常勤専従・経験5年以上	区分に応じて	75~187単位/日
常勤専従・経験5年未満	同	59~152単位/日
常勤換算・経験5年以上	同	49~123単位/日
常勤換算・経験5年未満	同	43~107単位/日
その他の従業者を配置		36~90単位/日

※「経験」は児童福祉事業等に従事した経験年数

## 7 その他

- (1) 今回の障害児通所給付費等の改定により、算定要件の見直し及び新設された加算があります。各事業者の皆様におかれましては、改定内容についての情報収集に努めていただき、適切な事業運営をお願いします。
- (2) 今回の届出が行われない場合や、届け出た算定内容と請求の内容が一致しない場合は、一致しない算定項目だけでなく、当該請求(明細)に係る全ての給付が行われませんので、ご注意ください。
- (3) 「福祉・介護職員処遇改善加算」「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」(以下「処遇改善加算等」という)を算定される場合、『福祉・介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書(令和6年度)』の届け出が必要です。処遇改善加算等に係る届出方法等につきましては、別途、法人宛(該当サービスを所管する法人のみ)に通知を郵送しております。報酬改定に係る届出についての体制等状況一覧表と『福祉・介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書(令和6年度)』の記載内容に相違がないよう、ご注意ください。

問い合わせ・連絡先 東大阪市福祉部指導監査室 障害福祉事業者課  
電話番号:06-4309-3187(平日 9:00~17:30)